特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和4年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課している。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤地方税法に基づく調査 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム, 国保総合システム, 口座管理システム, MPN管理システム, 収納管理システム, 宛名管理システム, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
国民健康保険税賦課情報ファ	イル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府·総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下,「別表第二の主務省令」という。) 第20条 【情報提供の根拠】 ・実施しない
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生1561-9 0299-72-0811
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生1561-9 0299-72-0811

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人。	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年1月25日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年1月25日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ:	重点項目	評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 項目評価書及 項目評価書において、リ	び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	ットワークシステ	テムを通	じた入手を除	<.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの引	長託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移	妘(委託や情幸	最提供ネットワー	クシステ	ムを通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	妾続		[]接線)]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[〇]自己	已点検	[]	内部監査	[]外部[<u></u>		
9. 従業者に対する教育・	李発							
従業者に対する教育・啓発	[+%)に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更簡所

変更置	ग				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I -5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	税務課長 髙埜 栄治	税務課長	事後	
	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3目的を超えた紐付け事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4委託先における不正な 使用等のリスクへの対策は 十分か	(追加)		事後	
	IV-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV −6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV - 6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I - 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、 口座管理システム、MPN管理システム、宛名 管理システム、中間サーバー	国民健康保険システム, 国保総合システム, 口座管理システム, MPN管理システム, 収納 管理システム, 宛名管理システム, 中間サー パー	事後	
	I - 4.情報提供ネットワーク システムによる情報連携②法 令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会】27項 平成26年内閣府·総務省令第7号 【情報照会】20条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会】27項 【情報提供】実施しない 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】20条	事後	
	個人情報ファイルの取扱いに	行方市税務課 茨城県行方市麻生1561-9 0299-72-0811	【情報提供】実施しない 行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生 1561-9 0299-72-0811	事後	
	関する問合せ Ⅱ 一いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	IV −6 情報提供ネットワーク システムとの接続	「接続しない(提供)」に〇の記載なし	「接続しない(提供)」に〇の追記	事後	
令和4年3月31日	I -4.情報共有ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会】27項 【情報提供】実施しない 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】20条 【情報提供】実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第20条	事後	
	T 1 20+ - 21 Mar. 1	A TRACTIAN ELAN EL	【情報提供の根拠】・実施しない	±"	
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月25日	事後	